

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年7月14日
【会社名】	ツインバード工業株式会社
【英訳名】	TWINBIRD CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野水 重明
【本店の所在の場所】	新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2
【電話番号】	0256(92)6111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部長 小林 和則
【最寄りの連絡場所】	新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2
【電話番号】	0256(92)6111(代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画本部長 小林 和則
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 121,520,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) ツインバード工業株式会社東京支社 (東京都中央区日本橋小伝馬町14番4号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	280,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数1,000株であります。

- (注) 1. 平成28年7月14日開催の取締役会決議によります。
2. 振替機関の名称および住所は次のとおりであります。
 名称：株式会社証券保管振替機構
 住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
3. 本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法（平成17年法律第86号）第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分により行われるものであり（以下、「本自己株式処分」といいます。）、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込みまたは買付けの申込みの勧誘となります。

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	280,000株	121,520,000	-
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	280,000株	121,520,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
434円	-	1,000株	平成28年8月1日	-	平成28年8月1日

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先との間で当該株式の「株式総数引受契約」を締結しない場合は、当該株式に係る割当では行われなことになります。
4. 申込みおよび払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に当該株式の「株式総数引受契約」を締結し、払込期日までに後記(4)払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとしします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
ツインバード工業株式会社	新潟県燕市吉田西太田字潟向2084番地2

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
三井住友信託銀行株式会社 本店営業部	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
121,520,000	-	121,520,000

(注) 1. 発行諸費用は発生いたしません。

2. 新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本自己株式処分による諸費用の概算額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額121,520,000円につきましては、平成28年8月1日以降、買掛金等の諸費用の支払の運転資金として使用する予定であります。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	三井住友信託銀行株式会社（信託E口） （再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））
本店の所在地	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
直近の有価証券報告書提出日	（有価証券報告書） 事業年度第4期（自平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）平成28年6月30日 関東財務局長に提出

b 提出者と割当予定先との関係

出資関係	当社の普通株式95,000株（発行済み株式数の1.05%）を保有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	資金借入取引があります。
技術または取引関係	信託銀行取引があります。

(注) 割当予定先の概要および提出者と割当予定先との関係の欄は、平成28年7月14日現在のものです。なお、出資関係につきましては、平成28年2月29日現在の株主名簿を基準として記載しております。

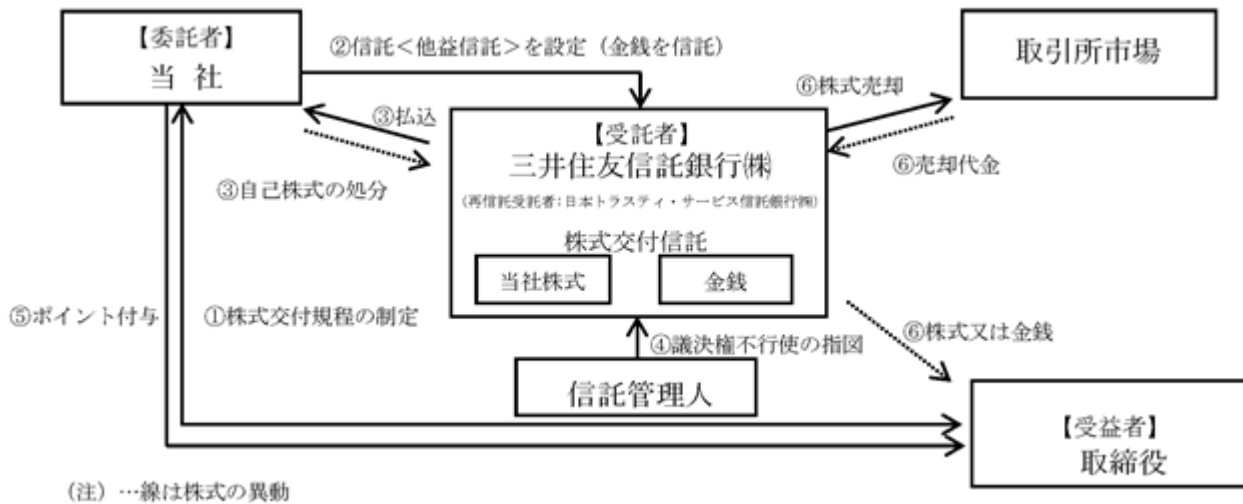
(a) 役員向け株式報酬制度の概要

当社は、取締役を対象に、取締役の報酬と当社の株価との連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも当社株主の皆様と共有することで、中長期的に継続した業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、役員向け株式報酬制度を導入することといたしました。

本制度は、取締役に対し、業績目標の達成度に応じたポイントを毎年付与し、信託を通じて当社株式（当社普通株式。以下同じです。）を退任時に交付するという、業績連動型の株式報酬制度です。

本制度導入に当たっては、当社が金員を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、対象となる取締役に株式を交付するという、役員向け株式交付信託の仕組みを採用します。

(b) 役員向け株式交付信託の仕組みの概要



(注) ---線は株式の異動

当社は取締役を対象とする株式交付規程（内規）を制定します。
 当社は取締役を受託者とした株式交付信託（他益信託）を設定します。その際、当社は受託者に株式取得資金に相当する金額の金銭（但し、株主総会の承認を受けた金額の範囲内の金額とします。）を信託します。
 受託者は今後交付が見込まれる相当数の当社株式を一括して取得します（自己株式の処分による方法によります。）。

信託期間を通じて株式交付規程（内規）の対象となる受益者の利益を保護し、受託者の監督をする信託管理人（当社及び当社役員から独立している者とします。）を定めます。

なお、本信託内の当社株式については、信託期間を通じ議決権を行使しないこととします。

株式交付規程（内規）に基づき、当社は取締役に對しポイントを付与していきます。

株式交付規程（内規）及び本信託にかかる信託契約に定める要件を満たした取締役は、本信託の受益者として、ポイント相当の当社株式の交付を受託者から受けます。なお、あらかじめ株式交付規程（内規）・信託契約に定めた一定の場合に該当する場合には、交付すべき当社株式の一部を取引所市場にて売却し、金銭を交付します。

なお、本制度において受託者となる三井住友信託銀行株式会社は、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に信託財産を管理委託（再信託）します。

(c) 本信託の概要

(1) 名称	役員向け株式交付信託
(2) 委託者	当社
(3) 受託者	三井住友信託銀行株式会社 (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
(4) 受益者	当社取締役（社外取締役および監査等委員である取締役を除く）
(5) 信託管理人	当社と利害関係のない第三者を選定する予定
(6) 信託の種類	金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
(7) 信託契約日	平成28年8月1日（予定）
(8) 金銭を信託する日	平成28年8月1日（予定）
(9) 信託終了日	平成30年8月31日（予定）

c 割当予定先の選定理由

当社は、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下、同じです。）を対象に、当社の業績及び株式価値と取締役の報酬との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的に業績連動型株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することといたしました。

本制度にかかるコンサルティング実績等、他信託銀行との比較等を行い、総合的に判断した結果、三井住友信託銀行株式会社を受託先とすることが当社にとって最も望ましいとの判断に至り、当社を委託者、三井住友信託銀行株式会社を受託者として役員向け株式交付信託契約を締結する予定であり、かかる契約に基づいて、三井住友信託銀行株式会社（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）に設定される信託E口を割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

280,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））は、信託契約に基づき、信託期間内において取締役等を対象とする株式交付規程（内規）に基づき当社株式等の信託財産を受益者に交付するために保有するものであります。

当社は割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））との間において、処分期日（平成28年8月1日）より2年間において、当該処分株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名および住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、ならびに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、株式交付信託に対する当社からの当初信託金をもって割当日において信託財産内に保有する予定である旨、信託契約書により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使を含む一切の権利の保全および行使について、当社から独立した第三者である信託管理人の指図に従います。なお、信託管理人は、本信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社（信託E口）（再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口））に対して議決権行使に関する指図を行うに際しては、議決権を行使しないこととします。

割当予定先が暴力若しくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）であるか否か、および割当予定先が特定団体等と何らかの関係の有しているか否かについては、割当予定先である三井住友信託銀行株式会社のホームページおよびディスクロージャー誌の公開情報に基づく調査を行い、同社の行動規範の一つとして「反社会的勢力への毅然とした対応」が掲げられ、その取り組みに問題がないことを確認しました。また、割当予定先が暴力的な要求行為または法的な責任を超えた不当な要求行為などを行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体のいずれにも該当しないことの表明、および、将来にわたっても該当しないことの確約を、信託契約において受ける予定です。これらにより、割当予定先が、特定団体等には該当せず、かつ、特定団体等と何ら関係を有していないと判断しております。なお、当社は、その旨の確認書を、株式会社東京証券取引所に提出しております。

また、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社につきましても、割当予定先同様、暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする特定団体等に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことについて、本信託契約において確約をしております。

その結果、再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社が特定団体等でないことおよび特定団体等と何ら関係を有していないと判断しました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠および発行条件の合理性に関する考え方

処分価額につきましては、平成28年7月13日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値である434円といたしました。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的と考えております。なお、この処分価額は東京証券取引所における当社株式の1ヶ月(平成28年6月14日～平成28年7月13日)終値平均である389円(円未満切り捨て)からの乖離率11.57%、3ヶ月(平成28年4月14日～平成28年7月13日)の終値平均である386円(円未満切り捨て)からの乖離率12.44%、および6ヶ月(平成28年1月14日～平成28年7月13日)の終値平均360円(円未満切り捨て)からの乖離率20.56%となっております。上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、特に有利なものとはいえず、合理的と考えております。(乖離率はいずれも小数第三位未満を四捨五入し、表記しております)。

取締役会に出席した監査等委員である取締役全員(3名、うち2名は社外取締役)が、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しています。

b 処分数量および株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

処分数量につきましては、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程(内規)に基づき、信託期間中に当社取締役等に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成28年2月29日現在の発行済株式総数9,030,000株に対し、3.10%(小数点第三位を四捨五入、平成28年2月29日現在の総議決権個数8,714個に対する割合3.21%)となります。

当社としましては、本制度は当社取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は、合理的な水準にあると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社双栄	三条市西本成寺1丁目30番31号	1,190	13.66	1,190	13.23
深江 今朝夫	堺市堺区	554	6.36	554	6.16
ツインバード持株会	燕市吉田西太田2084-2	549	6.30	549	6.10
株式会社第四銀行	新潟市中央区東堀前通7番町 1071番地1	436	5.00	436	4.85
E H株式会社	堺市堺区北向陽町二丁目1番25 号	386	4.43	386	4.29
野水 敏勝	三条市	372	4.27	372	4.14
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都千代田区丸の内一丁目4 番1号	14	0.16	294	3.27
株式会社日本政策投資銀行	千代田区大手町一丁目9番6号	276	3.17	276	3.07
野水 重勝	三条市	270	3.10	270	3.00
野水 重明	三条市	266	3.05	266	2.96
計		4,313	49.50	4,593	51.07

(注) 1. 割当後の所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は、平成28年2月29日現在の株主名簿を基準としております。

2. 上記のほか自己株式307,859株(平成28年2月29日現在)があり、当該割当後は27,859株となります。ただし、平成28年3月1日以降の単元未満株式の買い取りによる変動数は含めておりません。

3. 所有株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

4. 所有議決権数の割合は小数第三位を四捨五入して表記しております。

5. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合の算出に際しては、平成28年2月29日現在の総議決権数8,714個に、自己株式処分に伴い増加する議決権数280個を加算した8,994個を割当後の総議決権数として計算しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」に掲げた第54期有価証券報告書（以下「有価証券報告書」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

「第四部 組込情報」に掲げた第54期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を平成28年5月31日に関東財務局長に提出しております。

1 [提出理由]

平成28年5月27日開催の第54期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 [報告内容]

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成28年5月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

配当財産の種類

金銭

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき7円

総額 61,054,987円

剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月30日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、取締役会の監督機能の強化によるコーポレート・ガバナンスの充実の観点から、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することといたしたく、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員である取締役及び監査等委員に関する規定の削除等の変更をおこなうものであります。

(2) 取締役として有用な人材の招聘を継続的におこなうことを目的として、業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結することを可能とするため、変更案第27条第2項を新設するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更をおこなうものであります。

- 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
取締役として、野水重明、伊藤健一、佐藤勉、広田光雄を選任するものであります。
- 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
監査等委員である取締役として、大坪收、島田正純、近野茂を選任するものであります。
- 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
補欠の監査等委員である取締役として、小村隆を選任するものであります。
- 第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額決定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額168百万円以内にするものであります。
- 第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額決定の件
監査等委員である取締役の報酬等の額を年額25百万円以内にするものであります。
- 第8号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う退職慰労金打ち切り支給ならびに退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件
当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、平成28年4月8日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。
つきましては、役員退職慰労金制度廃止時点で在任する取締役野水重明、伊藤健一、佐藤勉、広田光雄の4氏に対し、本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社の役員退職慰労金に関する内規に基づく相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することとし、贈呈の時期は、取締役を退任する時とし、その具体的な金額、贈呈の方法等は、取締役会に一任するものであります。
また、本総会の終結の時をもって監査役を退任されます松原貞良、島田正純の両氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の役員退職慰労金に関する内規に基づく相当額の範囲内で、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、贈呈の時期及び方法等は、監査等委員である取締役の協議に一任するものであります。
- 第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬として、第6号議案の報酬限度額とは別枠で業績連動型株式報酬制度を導入するものであります。

（３）決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
第1号議案	6,804	12	-	（注）1	可決 99.82
第2号議案	6,804	12	-	（注）2	可決 99.82
第3号議案					
野水 重明	6,788	28	-	（注）3	可決 99.60
伊藤 健一	6,781	35	-		可決 99.50
佐藤 勉	6,788	28	-		可決 99.60
広田 光雄	6,788	28	-		可決 99.60
第4号議案					
大坪 収	6,788	28	-	（注）3	可決 99.60
島田 正純	6,788	28	-		可決 99.60
近野 茂	6,781	35	-		可決 99.50
第5号議案					
小村 隆	6,790	26	-	（注）3	可決 99.62
第6号議案	6,796	20	-	（注）1	可決 99.71
第7号議案	6,789	27	-	（注）1	可決 99.60
第8号議案	6,771	45	-	（注）1	可決 99.34
第9号議案	6,784	32	-	（注）1	可決 99.53

（注）1．出席した株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

2．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によるものであります。

3．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によるものであります。

第3 最近の業績の概要について

平成28年7月14日開催の取締役会において決議された第55期第1四半期（自平成28年3月1日 至平成28年5月31日）に係る四半期連結財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の四半期レビューを終了しておりませんので、四半期レビュー報告書は受領しておりません。

四半期連結財務諸表

(1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,170,347	2,431,308
受取手形及び売掛金	2,504,618	2,261,570
商品及び製品	2,127,736	2,260,002
仕掛品	236,617	206,940
原材料及び貯蔵品	334,498	320,666
為替予約	495,556	40,425
その他	378,090	251,061
貸倒引当金	9,929	1,188
流動資産合計	8,237,536	7,770,787
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	4,159,333	4,334,484
減価償却累計額	2,867,912	2,881,847
建物及び構築物（純額）	1,291,421	1,452,637
機械及び装置	573,033	573,033
減価償却累計額	532,225	533,379
機械及び装置（純額）	40,808	39,654
金型	1,290,161	1,300,876
減価償却累計額	1,202,627	1,209,507
金型（純額）	87,533	91,369
工具、器具及び備品	531,218	530,533
減価償却累計額	411,339	411,645
工具、器具及び備品（純額）	119,879	118,887
土地	2,056,499	2,056,499
建設仮勘定	22,699	45,224
その他	1,457,994	1,582,274
減価償却累計額	973,865	1,032,185
その他（純額）	484,129	550,088
有形固定資産合計	4,102,970	4,354,360
無形固定資産	120,746	121,003
投資その他の資産		
投資有価証券	199,332	374,284
その他	247,821	243,273
貸倒引当金	1,021	962
投資その他の資産合計	446,132	616,595
固定資産合計	4,669,849	5,091,959
資産合計	12,907,386	12,862,746

（単位：千円）

	前連結会計年度 (平成28年2月29日)	当第1四半期連結会計期間 (平成28年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	274,404	337,805
短期借入金	1,200,000	1,000,000
1年内償還予定の社債	70,000	70,000
1年内返済予定の長期借入金	628,887	751,624
リース債務	244,274	202,778
未払法人税等	137,996	31,211
未払消費税等	96,961	-
賞与引当金	67,858	-
リコール損失引当金	5,056	35,658
製品補修対策引当金	24,703	16,991
その他	494,701	470,205
流動負債合計	3,244,843	2,916,275
固定負債		
社債	30,000	30,000
長期借入金	2,054,816	2,613,796
リース債務	320,622	409,214
退職給付に係る負債	178,999	182,166
役員退職慰労引当金	48,260	-
株式給付引当金	-	4,375
資産除去債務	20,100	20,100
その他	283,034	325,715
固定負債合計	2,935,832	3,585,368
負債合計	6,180,676	6,501,643
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,742,400	1,742,400
資本剰余金	1,748,600	1,748,600
利益剰余金	3,118,279	3,063,975
自己株式	39,337	39,508
株主資本合計	6,569,942	6,515,466
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	2,415	14,843
繰延ヘッジ損益	168,968	120,451
為替換算調整勘定	51,536	45,374
退職給付に係る調整累計額	66,152	64,443
その他の包括利益累計額合計	156,768	154,364
純資産合計	6,726,710	6,361,102
負債純資産合計	12,907,386	12,862,746

(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

(四半期連結損益計算書)

(第1四半期連結累計期間)

(単位:千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成27年3月1日 至平成27年5月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成28年3月1日 至平成28年5月31日)
売上高	3,511,269	3,230,184
売上原価	2,616,020	2,249,159
売上総利益	895,248	981,025
販売費及び一般管理費	831,558	823,476
営業利益	63,690	157,548
営業外収益		
受取利息	36	116
受取配当金	172	154
為替差益	84,200	-
業務受託料	-	600
その他	1,491	1,158
営業外収益合計	85,901	2,029
営業外費用		
支払利息	5,692	7,244
売上割引	30,463	30,674
為替差損	-	61,658
その他	2,089	677
営業外費用合計	38,244	100,255
経常利益	111,347	59,323
特別利益		
固定資産売却益	2,235	-
特別利益合計	2,235	-
特別損失		
固定資産処分損	820	12,636
リコール損失引当金繰入額	-	31,258
特別損失合計	820	43,894
税金等調整前四半期純利益	112,762	15,428
法人税等	46,509	8,677
四半期純利益	66,253	6,750
親会社株主に帰属する四半期純利益	66,253	6,750

(四半期連結包括利益計算書)
(第 1 四半期連結累計期間)

(単位 : 千円)

	前第 1 四半期連結累計期間 (自 平成27年 3 月 1 日 至 平成27年 5 月31日)	当第 1 四半期連結累計期間 (自 平成28年 3 月 1 日 至 平成28年 5 月31日)
四半期純利益	66,253	6,750
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	27,509	17,259
繰延ヘッジ損益	244,881	289,419
為替換算調整勘定	594	6,162
退職給付に係る調整額	222	1,709
その他の包括利益合計	271,573	311,132
四半期包括利益	337,826	304,381
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	337,826	304,381

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第54期)	自 平成27年3月1日 至 平成28年2月29日	平成28年5月30日 関東財務局長に提出
---------	----------------	-----------------------------	-------------------------

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年5月24日

ツインバード工業株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているツインバード工業株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ツインバード工業株式会社及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、ツインバード工業株式会社の平成28年2月29日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、ツインバード工業株式会社が平成28年2月29日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年5月24日

ツインバード工業株式会社

取締役会 御中

優成監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 善孝 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 佐藤 健文 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているツインバード工業株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第54期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ツインバード工業株式会社の平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。